

## 第 32 期東京都青少年問題協議会児童健全育成部会の運営について

### 1 東京都青少年問題協議会児童健全育成部会の運営について

学識経験者の委員により構成する専門部会「児童健全育成部会」を設置し、諮問事項について検討・審議を行う。(名簿は別紙のとおり)

#### 会議日程 (予定)

開催時期	審議
令和2年6月29日	東京都青少年問題協議会 第3回総会 (書面開催) ・諮問
令和2年7月～9月	専門部会 (児童健全育成部会) 全4回における検討
令和2年9月	拡大専門部会 ・答申 (案) まとめ
令和2年9月	第4回総会 ・答申決定

## 2 東京都青少年問題協議会の公開等について

### (1) 会議

協議会は公開で行うものとする。ただし、協議会の決定により非公開とすることができる。また、公開する場合においても、東京都議会傍聴規則第11条（※1）に定める者については、傍聴席に入ることができない。

会議を傍聴しようとする者は、所定の書面に氏名、住所又は名称及び連絡先を明記しなければならない。

### (2) 会議の公開

「附属機関等設置運営要綱」（62 総総行第5号）第6の2に基づき原則として公開とするが、以下の場合には、傍聴を禁止又は制限することもあり得る。

- ① 傍聴の希望人数が会場の収容人数を超える場合
- ② 個人のプライバシー保護、企業秘密保護の必要がある場合及び法令等により公開が禁止されている場合
- ③ 傍聴により委員間の率直な意見の交換等が阻害されると会長が判断した場合
- ④ その他の理由により、出席の委員の過半数が審議を非公開とすることに同意した場合

### (3) 開催告知

- ① 開催日時及び場所等の告知は、原則として、会議開催の10日前までに、東京都のホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する。
- ② 告知内容  
開催日時、場所、議題、傍聴の可否  
傍聴可の場合（受付時間、傍聴可能者数、傍聴にあたっての留意事項）

### (4) 議事録の公開

- ① 原則として、ホームページ及び東京都の都民情報ルームにて公開とする。ただし、会長は、(2)②及び③に該当すると認めるとき、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とする。
- ② 前項により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開する。
- ③ 委員は、議事録の確定前に会議の内容について、公開しない。

### (5) 会議資料の公開

原則として、総会終了後に、ホームページにて公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

### (6) その他

これに定めるもののほか、会議の議事手続及びその他会議運営に関し必要な事項は、会長が総会に諮って定める。

(※1)

東京都議会傍聴規則（昭和49年議会規則第1号）

（傍聴席に入ることができない者）

第十一条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- 二 拡声器、無線機の類を携帯している者
- 三 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- 四 はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用又は携帯している者
- 五 録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者（ただし、傍聴腕章を着用する者を除く。）
- 六 酒気を帯びている者
- 七 その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第十二条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- 一 議場における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- 二 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- 三～五 略

（傍聴人の退場）

第十五条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- 一 議長が秘密会であることを宣告し、傍聴人の退場を命じたとき。
- 二 傍聴人がこの規則に違反し、議長が退場を命じたとき。

[参考]

東京都情報公開条例（平成11年条例第5号）

（公文書の開示義務）

第七条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一～四 略

五 都の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの（六～七 略）

## 【傍聴に当たっての留意事項】

- 1 会議中は、静粛にし、次の事項を守ってください。
  - (1) 携帯電話、スマートフォン等の電源は、必ず切ること。
  - (2) 指定の場所に着席してください。
  - (3) 発言に対して批評をしたり、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。
  - (4) 飲食又は談笑をしないこと。
  - (5) 帽子、コート、えり巻の類を着用しないこと（病気その他正当な理由がある場合は、申し出てください。）。
  - (6) その他、総会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
  
- 2 携帯禁止物品の所持について質問を受けた場合に、これに応じないときは、入場を禁止することがあります。
  
- 3 総会での写真撮影や録音、録画及び会議中の会議の内容に係る電子メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ツイッター、フェイスブック、ライン等）による発信は禁止とします。
  
- 4 審議の非公開の議決があった場合は、速やかに退出願います。
  
- 5 資料の内容によっては、持ち帰りができない場合があります。
  
- 6 傍聴を希望される方は、事前に電子メール又はファックス送信により、開催日の前々営業日の正午までに事務局へ申込みください。傍聴希望者が多数の場合は、事務局で抽選により決定します。

電子メール：S1060105@section.metro.tokyo.jp  
FAX番号：(03)5388-1217

※ 氏名、緊急時の連絡先、傍聴を希望される会議名を記入願います。
  
- 7 その他、不明な点は係員の指示に従ってください。

### [携帯禁止物品]

銃器、棒、拡声器、無線機、ICレコーダー、カメラ、張り紙、ビラ、プラカード  
旗、のぼり、垂れ幕、はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット  
その他人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのある物